平成２２年（フ）第３４５２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒112番地21
債務者　神崎　和美（旧姓石崎）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６５号
福岡県古賀市小竹214番地１
債務者　山崎　芳満
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６９号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木585番地１プレミール須恵105号
債務者　北村　洋一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８号
福岡市早良区田隈３丁目９番12号
債務者　西田　賢吾
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７号
福岡県春日市小倉７丁目64番地２セードル春日103号
債務者　倉掛堅太郎
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０６号
福岡市東区西戸崎５丁目２番12号
債務者　佐藤　政美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０号
福岡県福津市宮司２丁目４番７号
債務者　山崎　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目６番24号　松尾ビル301号
債務者　浦　　信義
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２号
福岡市南区横手４丁目20番14―105号
債務者　林田　英憲
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８２号
福岡県春日市上白水８丁目２番地ふじよしコーポ301号
債務者　平　智加子（旧姓菖蒲）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０１号
福岡市西区下山門１丁目22番18号
債務者　早田　享一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６号
長崎県大村市中岳町1752番地４
債務者　浅山　和也
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第７号
長崎県大村市原口町784番地５　レジデンス原口201号、前住所長崎県雲仙市小浜町雲仙293番地１
債務者　井崎　麻美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９号
長崎県諫早市馬渡町６番地34
債務者　丸尾　美徳
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｏ棟501号、前住所長崎県諫早市川床町1847番地イ
債務者　浦川　香織（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
鹿児島県姶良市平松7659番地パームビーチ重富107号
債務者　松久保竜二
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目12番37―505号グロアール20
債務者　池田　健一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係